

# 契 約 書

収入  
印紙

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び知多市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱(平成18年知多市告示第121号)の規定に基づく補装具費の支給を行う際の代理受領について、知多市(以下「甲」という。)と補装具業者(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

(補装具の製作等)

第1条 乙は、甲の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「補装具費支給対象障害者等」という。)と補装具の販売又は修理について契約を締結した場合は、その処方に基づき補装具の販売又は修理を行うものとする。

- 2 乙は、補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡すに当たり、甲が別に定める場合を除き、身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、甲は、不備な箇所を指摘して乙の負担においてこれを改善させることができる。
- 4 乙は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

(補装具費の代理受領)

第2条 甲は、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、乙に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 乙は、その販売又は修理を行った補装具について、第2項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を引き渡した際に、補装具費支給対象障害者等から補装具費支給券に記載した利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 4 補装具の販売又は修理に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第3条 乙は、甲に対して補装具費を請求する場合には、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状に補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

- 2 甲は、乙から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(変更等の届出)

第4条 乙は、名称又は所在地その他の事項に変更があった場合、及び当該事業を廃止又は休止する場合は、速やかに甲に対し届け出なければならない。

(契約の取り消し)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他不正行為を行ったとき。
- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(補装具引き渡し後の改善)

第6条 乙は、補装具の引き渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、乙の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、第1条に準じて改善しなければならない。

2 補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的変化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引き渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、乙の負担においてこれを改善しなければならない。ただし、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3か月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)の場合に適用するものとする。

(不正利得の徴収等)

第7条 乙が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、甲は当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第8条 乙はこの契約による帳簿及び関係書類を5か年間保存しなければならない。

(協議事項)

第9条 この契約書に定めのない事項については、知多市契約規則(昭和45年知多市規則第19号)によるもののほか、甲、乙協議の上、定める。

(契約期限)

第10条 契約の有効期限は、令和 年3月31日までとする。

(契約の更新)

第11条 この有効期限満了前1か月前までに契約の当事者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われないうときは、有効期限満了の翌日において向こう1か年間順次契約を更新したものとみなす。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県知多市緑町1番地  
知多市  
知多市長

印

乙

## 契 約 書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び知多市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱(平成18年知多市告示第121号)の規定に基づく補装具費の支給を行う際の代理受領について、知多市(以下「甲」という。)と補装具業者(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

(補装具の製作等)

第1条 乙は、甲の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「補装具費支給対象障害者等」という。)と補装具の販売又は修理について契約を締結した場合は、その処方に基づき補装具の販売又は修理を行うものとする。

- 2 乙は、補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡すに当たり、甲が別に定める場合を除き、身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、甲は、不備な箇所を指摘して乙の負担においてこれを改善させることができる。
- 4 乙は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

(補装具費の代理受領)

第2条 甲は、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、乙に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 乙は、その販売又は修理を行った補装具について、第2項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を引き渡した際に、補装具費支給対象障害者等から補装具費支給券に記載した利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 4 補装具の販売又は修理に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第3条 乙は、甲に対して補装具費を請求する場合には、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状に補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

- 2 甲は、乙から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(変更等の届出)

第4条 乙は、名称又は所在地その他の事項に変更があった場合、及び当該事業を廃止又は休止する場合は、速やかに甲に対し届け出なければならない。

(契約の取り消し)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他不正行為を行ったとき。
- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(補装具引き渡し後の改善)

第6条 乙は、補装具の引き渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、乙の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、第1条に準じて改善しなければならない。

2 補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引き渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、乙の負担においてこれを改善しなければならない。ただし、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3か月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)の場合に適用するものとする。

(不正利得の徴収等)

第7条 乙が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、甲は当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第8条 乙はこの契約による帳簿及び関係書類を5か年間保存しなければならない。

(協議事項)

第9条 この契約書に定めのない事項については、知多市契約規則(昭和45年知多市規則第19号)によるもののほか、甲、乙協議の上、定める。

(契約期限)

第10条 契約の有効期限は、令和 年3月31日までとする。

(契約の更新)

第11条 この有効期限満了前1か月前までに契約の当事者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われないうときは、有効期限満了の翌日において向こう1か年間順次契約を更新したものとみなす。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県知多市緑町1番地  
知多市  
知多市長

印

乙